

○浜田昌良君 公明党の浜田昌良でございます。質問に入ります前に、この度の東日本大震災、また原発事故でお亡くなりになった方々またその御家族に対しまして、お悔やみの言葉とまたお見舞いの言葉を述べたいと思います。

あの大震災、三・一一より四十五日がたちました。いまだ十三万人の方々が不自由どころか、避難先で亡くなるという二次災害が起きております。さらに、原発事故対策、政府の不十分、曖昧な指示、情報公開に国民の怒りのマグマがたまっておりま

す。福島県南相馬市の方から我が党にいただいたお手紙を御紹介したいと思います。この方は東京電力第一原発から二十キロ圏内にお住まいでしたが、政府の避難指示によりまして三十キロ圏内に移つたものの、町は放射能の恐怖でゴーストタウン化、こうつぶられております。お聞きください。

この一か月有余、被災地では国の存在を感じません。政府のやることは指示や規制ばかり。避難するにもガソリンはなく、退避するにも食料品や生活必需品が届かない。新聞も届かず、テレビ、ラジオでしか情報を知り得ない避難住民にとって、政府高官の一刻も早く、前向きに、検討していませんなどの言葉は絵空事にしか聞こえません。国に何が無いのか。心がありません。打つ手打つ手に被災者への思いやりや心配りがない。己のリスク

回避ばかりで、最大不幸社会が生まれているので

。これが原発災害に遭われている方の心情でございます。

私も福島に行きまして、現地の皆様のお声を聞いてまいりました。福島は地震、津波、原発、風評被害の四重苦。この風評被害は紛れもなく人災です。人知を尽くして防いでほしい。地元の農畜産業者だけでなく、商工業、観光関係の皆様のお声です。しかし、政府自身がこの風評被害を助長している指摘されているんです。

総理、福島県郡山商工会議所から、このような抗議文が出ていること御存じでしょうか。四月八日付けです。NHKに対しまして、東京電力福島第一原子力発電所事故に関して正確な表記を求める抗議文と。これは、福島県民は何もしていないのにテレビ、新聞で福島、福島と言われる、しかもその電力は自分たちじゃ全く利用していないのに、それを利用してきた関東に行くとかガソリンスタンドで福島ナンバーお断り、ホテルやコンビニ、レストランで入店が断られる、今となっては、なぜあの原発に福島という県の名前を冠したのかと後悔されていると。少なくとも、あの原発は東京電力の原発だ、必ず東京電力福島原発と表記していたきたいという抗議文です。

しかし、四月十一日付けの内閣総理大臣菅総理

の決裁で設置されました原子力発電所事故による経済被害対策本部の開催についてなどの文書において、いまだ福島原子力発電所という表現のままです。

それどころか、四月十五日付けでワシントン・ポスト、インターナショナル・ヘラルド・トリビュンへの菅総理の寄稿文、これは官邸のホームページにも載っておりますけれども、これにおいては福島原発、福島第一プラントという言葉は計五回も言及しているのに、東京電力という言葉は全くない。これでは総理自身が風評被害を世界にまき散らしていると、そういうものでございます。たかが言葉とおっしゃるかもしれませんが、その言葉を発する心が大事なんです。

福島県民の気持ちを配慮し、直ちに呼称の徹底、官邸ホームページの修正を要請しますが、菅総理の御答弁をいただきたいと思っております。

〔委員長退席、理事森ゆうこ君着席〕

○内閣総理大臣（菅直人君） 私も福島原発事故によって避難をされている皆さんの避難所に行きまして、いろいろ話を聞く中で、もちろん津波の被害に遭われた方も大変でありますけれども、この原発による被害は、今もう四重苦と言われまして、風評被害を含めて大変な状況に置かれているということを改めてお話を聞く中で感じました。

今おっしゃったこの表示の問題も、私たちは正規の名称ということでそのまま使っているわけでありすけれども、福島の方々にとっては、福島というものが風評被害の言わばターゲットになる原因だというふうにもお感じになっているということでありまして、これから表現をするときには十分留意をしていきたいし、今、ホームページについても早速どういう形で表現すべきか、変えることができるならばそれも検討した上で対応したいと、こう思っております。

○浜田昌良君 すぐに対応をお願いしたいと思っております。

風評被害をなくしていくためには、情報の正確性、分かりやすさが肝要でございます。

そこで、厚労大臣にお聞きしたいんですが、三月十七日以降、厚労省が中心となって野菜、原乳、水産物など延べ二千品目にわたる食品の放射能検査が実施されております。その結果に基づいて出荷制限、摂取制限及びその解除が行われておりますけれども、消費者にとつて、今日現在、何が安全で何が規制されているのか、非常に分かりにくいという声が届いております。それが風評被害を拡大している。

せっかくの食品放射能検査の結果を是非ホームページ上で、産地別、品目別で過去のデータちゃんと時系列で分かる、こういうことを要請し

まして、先週より変えていただいていますけれども、これをもう少しビジュアルに、推移で下がっているということがちゃんと分かるように、この品目もちゃんと検査していると、そういう、消費者が一目瞭然で把握できると、しかもその結果をテレビでも流していただくと、こういう工夫お願いしたいんですけど、いかがでしょうか。

○国務大臣（細川律夫君） 委員御指摘のように、農産物の放射能物質についての検査結果につきましては、食品の暫定規制値を超えた場合も、あるいは超えなかった場合も含めて、記者会見やホームページなどで迅速に情報提供をいたしております。委員からの御指摘もございましたように、このデータにつきましては、なるだけ分かりやすいようにということ、公表日時の順に加えて、産地あるいは食品ごとのまとめたものも公表を始めるようにいたしました。

今後とも、分かりやすくビジュアルな形の記載方法を是非工夫をして、国民の皆さんに分かりやすいように努力をしてみたいと、このように考えております。

○浜田昌良君 先ほど、東京電力の三ステップの案とありますが、六か月から九か月続きます。そういう意味では、消費者の方々、これは懸念が続くわけですから、是非分かりやすくビジュアルな公表方法をお願いしたいと思います。

風評被害は農畜産・水産物から加工食品、さらに工業品にも拡大しております。福島では大震災前に製造された加工食品が返品に遭ったり、また検出するはずのない電気部品や自動車部品まで放射能検査が求められております。さらに、福島で使うなら機械設備はリースは認めない、買取りを強要された、こういう事例も報告されております。

本件については、親事業者が風評に基づき受領拒否や返品したり科学的根拠に基づかない取引条件を課すことなどが下請法上問題となるということとを広く公表し、相談できる体制を強化すべきと、これについては公正取引委員会また経産省にも要請してまいりましたが、どういう対応をされたんでしょうか。

○国務大臣（海江田万里君） 確かに、先生及び御党からそのような申入れがございました。

経産省が取りましたのは、一つは、下請かけこみ寺というのがございますが、あるいはもう一つ、中小企業電話相談ナビダイヤルと、ここでしっかりとそうした中小企業あるいは下請企業の相談に応じることでございますが、それに加えて、特に依頼がございましたので、四月二十二日に親事業者約二万二千社でございますが、ここに、風評に惑わされず科学的、客観的根拠に基づき適切に中小企業、下請の中小企業と取引を行うよう私から

要請をいたしました。

○浜田昌良君 ありがとうございます。

そういう意味では風評被害は人災ですので、人知を尽くしてきめ細かくお願いしたいと思えます。

風評被害だけじゃなくて、農畜産物については出荷制限が行われました。これにつきましては、政府は補償する補償すると言いながらかなかなか決まらない。しかし、農家の方、畜産の方については現金が必要なわけです。そういう意味で、我が党はこれについては無利子のつなぎ融資ということを提案させていただきました。農水省においては四月一日よりスタートしていただきました。これは感謝いたします。

しかし、こういう現場の声を聞きました。実はJAからの借金があるので、行ってみたら債務が多くて借りられないと。これはおかしいと思うんですよ。既に今までの債務じゃなくて、いずれ損害賠償が入るわけですから、こういうものにもきめ細かく是非、農水大臣、対応していただきたいんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣（鹿野道彦君） 今先生からは大変重要な御指摘いただきましたけれども、まず当面、お金が、収入があるべきところが収入が途絶えたというふうなことでどうするかという中で、つなぎ融資ということを三月三十一日に発表させていただきますましたけれども、御指摘のとおり、なか

なか借りにくいというような声もございまして、そこで、私どもといたしましては、本当に困っておられる方々にきちつとした融資が受けられるように国が保証しますというような施策を講じさせていただきます。

ゆえに、今回、このつなぎ融資を農業信用基金協会そして漁業信用基金協会等による無担保無保証によりまして債務保証の対象とするなどの措置を講ずるということにいたしましたので、この仕組みを活用していただきたいと思っております。

○浜田昌良君 これは当然なんです。実際、福島へ行つて畜産家の方にお聞きしました。なぜ自分は借金しなきゃいけないのか、何も悪いことをしていないんだと、借金するなら東電が金を借りて払ってほしいというのが現場のお声なんです。そういう意味で、現地でJAに融資を求めて断られると、こういうことは絶対にならないように是非お願いしたいと思います。

〔理事森ゆうこ君退席、委員長着席〕

次に、経産大臣にもう一度お聞きしたいんですが、中小企業の方々、本当に今回の未曾有の大震災、これに工場も設備も全部なくなった、まさに中小企業金融は未曾有の金融体制をつくってほしいと、こういう要望ございました。この声をいただきますして、我が党は、こういうときは、無利子、無担保、無保証と、この制度をつくらなきゃ立ち

上がれないというんで、従来の災害復旧貸付けを超えた新しい枠組み等提案いたしました。これについては四月十八日、民主党の玄葉政調会長より我が党に対して百億円の基金をつくって実現したいという回答も寄せられました。先週金曜日の閣議決定された第一次補正予算にも計上していただきました。

要は、この制度設計なんです。今までの災害復旧貸付けという制度ありますが、超低利の分はたった一千万しかないんですね。これではもう対応できない。

今回の本当に未曾有な災害においては、少なくとも中小企業においては一億円規模の、それ以上の無利子融資、一件あたりですね、でないと立ち上がれない。零細企業でも三千万円程度は必要だと言われております。しかも、幾ら無利子融資になっても、据置期間が今までの短いと。災害復旧貸付け、たった二年しかない。元本返済が始まってしまったらしょうがない。短くても最低五年間の据置き、できれば十年間程度で元本一括返済ぐらいの思い切った、今までにないような中小企業の制度金融をつくっていただかなければ立ち上がれないという声でございます。

これにつきましては、是非経産大臣、今までの制度設計、今しておられる最中と思えますけれども、テレビを見ておられる中小企業の方々が少しでも

光を感じられるように、一億円規模の無利子、無担保、無保証、そして五年据置きという、そして対象企業もなるべく広くと、その御決意を述べていただきたいと思ひます。

○国務大臣（海江田万里君） これまで玄葉政調会長、兼ねて国家戦略大臣が御党にも御説明をしたところがございますが、ただ、その際、今委員がおっしゃったような要望もあつたということでございまして、まず、この東日本大震災復興特別貸付でございますが、これは一億円にございまして、これは。ただし、小規模事業者につきましては、これは上限を三千万円ということにいたしました。そして、直接的な被災者向けの金利引下げ幅も〇・九%から、これは引下げ幅でございますが、一・四%にさせていただきます。

○浜田昌良君 是非、全体の融資枠じゃなくて無利子の分を一億、また零細企業も三千万としていただいて、かつ据置期間も五年程度、そして対象企業も幅広くと。

しかも、重要なのは、審査の基準が今までどおりだともう審査基準が合わないわけですね。そういう意味では、六か月先の見通しをつくれと言われても原発がどうなるか分からない、つくれない。そうであるならば、被災前の財務諸表で審査をするなり、そういうきめ細かさ是非お願いしたいと思ひます。

もう一点でございますが、もう一点中小企業の方から切実な声いただきました。今回の中小企業はまさに既往債務がある。二重ローンの問題なんです。つまり、新規で借りようと思つても既往債務がある。そこでは是非提案したいのが、この中小企業金融の借換え特例制度を、是非今回もう新しい融資制度もつくつていただきたいという要望でございます。（資料提示）

これは、例えば新規で一億円借りると。例えばこれ八年間返済で元金分だけで年千二百五十万円の返済としても、既往債務二億円、八年間のうち四年間は返した、残り一億円残っている。そうすると、毎年の返済額がこれの分だけで二千五百万円あると。合計すると三千七百五十万の返済となつてしまふ。しかしこれを、既往債務分をもう一度新規分と合わせて二億円で借りれば、借換え一本化できれば、償還元金は年間二千五百万と、千二百万違うわけです。つまり、月百万の返済が変わってくるわけです。

しかも、この中小企業金融の借換え制度については、昔は国民金融公庫という、小規模企業についてはこれはあつたんですが、中小企業金融公庫分はありませんでした。しかし、自公政権のとき、あのリーマン・ショックの平成二十一年の一月二十日からこの借換え特例を公明党の要望で実現させていただきました。既に平成二十年度に二千六

百件、約二千三百億円、二十一年度は二万五千件約二兆円、二十二年度も約二万件、一兆六千億円という、これだけのニーズがあるわけです。

これを再三我が党はいろんな委員会でも求めてまいりましたけれども、財務大臣の御答弁は冷たくて、そういうニーズがあるのか、ニーズを踏まえて判断をしたい。ニーズがあるに決まっていますよ、こういう災害のときには。是非、経産大臣、この借換え一本化についても、今回の制度、御検討いただきたいと思ひます。

○国務大臣（海江田万里君） 確かに中小企業向けの融資では、既往債務、つまりこれまでの借入れに対する、どうこれを手当てするかというのが大変大切な観点でございますので、そこで、先ほど御説明をいたしましたこの東日本大震災復興特別貸付け、これは、従来ございました災害復旧貸付けとそれからセーフティーネット貸付けと、この二つを合わせたものになりますので、このうちセーフティーネット貸付けを引き継ぐ部分ではこの既往の貸付けの借換えを可能となります。これは。しかし、残念ながら、従来の災害復旧貸付けを引き継ぐ部分は、これはそのまま借換えができませんけれども、その代わり貸付けの限度額、据置期間、金利引下げ措置を大幅にこれは拡充しております。

○浜田昌良君 制度の設計は今しているところと

思いますけれども、要は一言で、東日本大震災復興特別貸付けにおいては借換えができるということとでよろしいんですね。

○国務大臣（海江田万里君） 先ほどお話をしましたけれども、セーフティネット貸付けを引き継ぐ部分は借換えができるということでございます。

○浜田昌良君 中小企業事業者は本当に既往債務がありますので、それについては、もう一度借換えをして、返済期限を長くして毎月の返済を小さくできるということを是非できるようにお願いしたいと思います。

あわせて、雇用調整金の問題でございます。これにつきまして、リーマン・ショックのときに当時の雇用調整金の支給限度、三年間、百五十日というものについては、これは足りなくなると。三年間、三百日というふうにさせていただけました。これについては、調べましたところ、既に約五百三十事業所がこの三年、三百日を超えているんですよ。しかも、その企業について、そのうちの、五百三十のうちの四百三十事業者がそれでも雇用を継続していると。これは重要なんですね。

そういう意味では、こういうものについても、三百日超えたらすぐにおしまいでなくて、特例的な扱い、是非厚労大臣、お願いしたいと思いま

す。

○国務大臣（細川律夫君） 委員御指摘のように、この雇用調整助成金の支給限度日数というのは、三年間で三百日と、こういうことになっております。

そこで、この大震災の中で非常に中小企業の皆さん方もお困りでございますし、これは何とか特例を認めていくようにということでいろいろ検討をしております。そこで、厚生労働省としては、雇用の維持をしっかりとやってきている事業者に対して支援をすると、こういうことで、今回支給限度日数の特例を設けると、こういうことになりました。具体的には、特例の対象となる事業主につきましては、これまでこの助成金を利用してきた日数にかかわらず、特例の対象となる一年間は三百日の利用が可能とすると、こういうことに特例を設けると、こういうことにさせていただきます。

したがって、これにより、今残り少ない、利用可能日数が僅かといったそういうような事業所でも引き続きこの雇調金の利用ができると、こういうことにさせていただきます。

○浜田昌良君 是非きめ細かな特例的扱いをお願いします。

次に、子供たちの問題に移りたいと思えますが、今回の大震災で両親を亡くした子供たちが四月二

十日時点で百十三名に上ると報道されております。そこで、ここにありますが、親族里親制度、この積極的広報を是非お願いしたいと思っております。

この親族里親制度というのは、両親を亡くした子供たちが、おじいちゃん、おばあちゃん、またおじさん、おばさんなど三親等の親族が里親になりますと生活費などが支給されるというものなんです。パネルにありますように、一歳から十八歳までであれば一人当たり月額四万七千六百八十円支給されます。併せて教育関係費としまして、幼稚園費や小中学校の教材代、通学費、また中学に行けば学習塾、部活動代、また学校給食費も出ます。

しかし、この制度なんですけれども、平成二十二年で全国約五百名の利用がありました。各都道府県、政令市の運用は本当はばらばらでした。これについては質問主意書でその改善を求めてまいりましたけれども、この指針についても三月出していただいたと。よって、これについては、今まで各自治体は申請を待つというスタンスでしたが、そうではなくて、むしろこの積極的活用というものを、お父さん、お母さんを亡くした子供たちについては働きかけるべきじゃないかと。

また、現場からはこの手続も簡素化してほしいという声もいただきました。私の地元、川崎市では、これを判断するための児童福祉審議会が年三

回しかしていないと、待たなきゃいけない。そういうこともできませんので、是非この積極的な働きかけ、また手続の簡素化、もう一度厚労大臣から答弁いただきたいと思えます。

○国務大臣（細川律夫君） 今回の震災では震災孤児という子供たちがたくさん出ております。これは本来にみんなでこの子供たちを健やかに育ててもらえるような、そういうことをしっかりと支援をしていかなければという、それが大事だというふうに思っております。

今、委員が人数のことも言われましたけれども、四月二十二日現在では百十五人というふうになっております。震災孤児の人たちがまだまだ分かっていないというようなこともありますので、これについては、児童相談職員なんかを派遣をいたしまして避難所なんかも訪問をさせていただいたりしまして、震災孤児がいなかどうか、今一生懸命その調査もさせていただいております。

そこで、そういう孤児に対してのこれからどういうふうなフォローしていくかということで、今委員が言われましたように、この親族の里親制度というのが大変有効に機能ができるのではないかと、というふうに思えます。そういう意味では、親族によりますこの震災孤児のお引受けしていただくということが最もふさわしいというふうにも思えますので、そのためにこの親族の里親制度という

のを積極的に活用していくことをしてまいりたいというふうに思っております。そのために、親族里親制度については、厚生労働省の方といたしましても、生活支援ニュースなどを発行いたしました避難所などにも配布などもいたしました。そのことをいろいろと周知もさせていただいております。

それから、その手続についての簡素化でございます。この児童福祉審議会、これをやはり頻繁に開いてもらって、早くその子供が親族のところに戻すことを、これは厚生労働省としても積極的に進めてまいりたいと、このように考えております。

○浜田昌良君 ありがとうございます。是非きめ細かくお願いしたいと思います。

また、子供たちに関して悲しい事件がありました。千葉県船橋市で、福島から避難してきた子供が放射能がうつるなどといじめに遭ったという報道がありました。このような事態が起こらぬよう、我が党の原子力災害対策本部で新学期を前にした三月三十一日、政府に教育委員会等への徹底を要請し、政府から正しい知識を教育現場に適切に伝えることにより、学校現場で冷静かつ適切な対応を取られるよう努めてまいりたいという回答があったのに、遭ってしまいました。その後どういう対応をしてあげたんでしょうか。文科大臣、お願い

いたします。

○国務大臣（高木義明君） 浜田委員にお答えいたします。

御指摘のとおり、公明党から要請をいただいております。被災した児童生徒が受入先でいじめられると、これはあってはならないことでございます。文部科学省としましては、教育委員会に対しまして、受け入れる学校において心のケアをしっかりしていき、また、指導上の工夫あるいは保護者、地域住民等の説明が適切に行われるように、いじめの問題が起らないように十分配慮するように四月の十三日付けで文書を通知をしております。被災した児童が、正確な理解の下で行えるように情報提供していくということでございます。

なお、教育関係者と保護者に向けての放射能についての正しく理解する資料として「放射能を正しく理解するために」と題する「教育現場の皆様へ」、このような資料を作りまして四月二十日に全国の都道府県・指定都市教育委員会の会議において配付をいたしまして、全国的にそのことがないように周知徹底を図ると、このようにしております。

○浜田昌良君 再度徹底をお願いしたいと思います。

あわせて、先週の二十一日に、あるニュース、本当にお母様方がショックを受けられたニュース

が流れました。これは千葉県及び茨城県のお母さんの母乳から沃素131が検出されております。柏市の在住の方は一キログラム当たり三十六・三ベクレル、茨城県守谷市のお母様は一キログラム当たり三十一・八ベクレルと、いわゆる食品安全基準の三分の一程度と赤ちゃんにとってすぐに問題になる程度ではありませんけれども、母乳で育てられているお母様にとっては本当に不安が広がっております。

これにつきまして、私はこういうとき、あるいはすぐに厚生労働大臣が事実関係なり分かっている事実についても少し詳しく広報されないと、地元の横浜のお母様から多くの電話をいただきました、自分の母乳をすぐ検査してほしい、自分はいいんです、子供が心配なんですと。そういうときに何も発信がない、これ問題だと思います。この原因、因果関係又は今後の対応、厚生大臣からお願います。

○国務大臣（細川律夫君） 委員が御指摘のように、母乳から放射能が検出された、こういうこと、これについてはマスコミでも報道されましたので不安になっているお母さんもたくさんおられるというふうに思っております。

この検査は九人でございます、九人のうちの検査の中で、八人のうち四人の母乳から放射能沃素が検出をされた、こういうことでございます。

このうち二人については、一回目、二回目、この測定をいたしましたして、二回目は一回目よりも測定値が二分の一から四分の一に低かったと、こういうこともございます。

したがって、これについては食品などについていろいろ環境測定もいたしまして指標値を超えているような場合にはこれは出荷制限などもいたしておりますから、委員が言われたように、もう指標値から全然低いわけですから御心配はないというふうに思います。そういう意味で、しっかりといた広報というのは、私はやっぱりしなければいけないと反省もいたしているところでございます。

なお、この対応についてでございますけれども、これは二十一日には官房長官の方からも御指示がございまして、念のため安全性チェックのために一定の調査を行う必要もあると、こういうようなこともございました。この指示を踏まえまして緊急にちよっと調査を実施することといたしております、今関係団体に協力も要請をいたしているところでございます。

そういう意味で、御心配を掛けないように対応してまいりたいというふうに思います。

○浜田昌良君 詳しい調査も重要なんです、何かあればやっぱり国としての正確な見解をすぐ公表しないと、これについても、守谷市の方は三月二十四日に検出されていますけど、三月三十日に

は四分の一になつていると。じゃ、三月二十四日の時点というのは、実はちょうど水道水、守谷浄水場の水の放射線値が高かったというときなんです。そういう意味では、水道水に注意してれば本当は問題ないというデータもあるんですよ。そういう意味では、そういうことも含めてお母様方が不安に思わないように、是非そういう正確な情報を逐次タイミングよく是非発表いただきたいと思っております。

次に、最後です。

菅総理に見ていただきたいデータがあるんですが、（資料提示）これは震災から一か月たちまして、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、日経新聞の新聞各紙が世論調査を行ったものでございます。つまり、一番上の欄が被災地支援、その次が原発対応、原発に対する情報提供が、評価する、評価しない、評価しないが黄色、評価するが青色なんです。そして、右端にその平均値を書きました。そうしますと、これを見ていただくと分かりますように、被災地支援というのは評価しないが五二％、それよりも原発対応は評価しないが六七％、さらにその中でも情報提供については適切でないが七〇％なんです。特に今回の原発の問題については、いろいろ風評被害から食品の問題、細かな情報提供をお願いしましたが、この情報提供がうまくいっていない。

しかも、この原発問題については今後更に六か月から九か月続かざるを得ないときに、この毎日新聞の問いは更にびつくりしたんですが、政府の放射性物質に関する政府発表を信用しているか信用していないか、信用していないが五八%なんです。しかもこれは単なる感情論じゃなくて、むしろ原発については割と肯定的な意見が多い男性の方が信用していないんです。これは非常に危機的だと思っています。

これについて菅総理はどのように反省されていて、今後六か月、九か月続くこの原発対応についてのどのような原発又は放射能関係の情報の発信の在り方変えようとしているのか、明確な答弁いただきたいと思っています。

○内閣総理大臣（菅直人君） まず、今回の大震災と原子力事故に関して、被災地の支援については評価をされている方、まだこれも半分には達しておりませんが、かなりおられる中で、特に原発事故に対する評価が低いという事はいずれにしても大変真摯に受け止めなければならぬと思っております。

率直に申し上げて、内閣としてやらなければならぬことについては全力を挙げてそれぞれの担当者、それぞれの部署が私はよくやってくれていると、このように思っております。

しかし、やったことについて、じゃそれで十分

であったかと言われれば、まだまだ現実にいろいろな事柄が被災者の皆さんにとってはまだまだ不十分だというお気持ちを持たれているということ。私も現地に出かけて行って感じておりますし、そういう意味では、被災者の皆さんから見ても更にしっかりとやってくれていると、そういうふうに行ってまいりたいと、こう考えております。

○浜田昌良君 更なる努力で済むような問題じゃないと思いますよ。つまり、国が信用されていないんです。現場の方は本当頑張っていますよ。しかし、総理、あなたの発信が不適切で十分じゃない。まさにこれは一国の総理としての責任を問われていますよ。

これは、国民が不安を覚えるだけじゃなくて、もっと重要なのは、今この原発対応、現地で六か月から九か月、本当に大変な中で頑張っている方がおられます。その方々が、自分のやっていることがちゃんと国民に分かってもらっていると思われるのか、何となく信用されていないと思うのか、大きな違いなんです。この六か月から九か月、まさに原発の現場ではヒューマンエラーは許されません。そのためには、生活環境の充実も重要でしょうけど、もっと重要なのは、国民からも信頼されている、そういう思いが現場の方々を持てるか持てないか、それがこのような情報の受け止め方

私はまさに問題だと思います。それが今までのように、もっと頑張っていきたい、そんな答弁ではないでしょうか。私はおかしいと思います。

このアンケートに実はほかの質問項目がありまして、何かといいますと、菅総理、いつまでやってもらいたいですかという質問なんです。今すぐ辞めてもらいたい、またこの原発なり震災対策、一段落したらもう辞めていただきたいという声が何と過半数を超えて五七%ですよ。

そういう状況でありながら、先週この委員会と同僚議員から、復興の道筋付けたら潔く身を引いたらどうかという質問に対して総理はどう答えられたか。欲張りかもしれないけれども、復興復旧と財政再建の道筋付けたい、それが政治家の本望と答弁されたんです。あなたの本望じゃなくて、重要なのは国民の心、声じゃないですか。

菅総理、あなたは、カンでも鈍感ですよ。まさに国民の声を受けて潔く身を引く、その一線の中で、今の現状を手を打たれば、国民もその言葉に耳を貸すんですよ。それを悉々と今のポストに、この政権にしがみついているがゆえに、まさに国民は聞く耳持っていない。まさに、明快な身を引く決意を述べていただきたいと思えます。

○内閣総理大臣（菅直人君） 私は、この三月十一日の大震災、さらにこの原子力発電所事故のそのときに私がこういう立場、総理という立場にい

たことそのものを、もちろん私が望んだとか望まないではなくて、一つの運命であると、このように私自身考えております。

その中で、私は、やるべきことについてはもちろん政府のあらゆる個人的だけではありません、もちろん政府のあらゆる機関、自衛隊も含めていろんな活動をやっていて、そういう個々の活動については国民の皆さんから評価をいただいている部分も相当程度あるわけであります。

私は、今そうした責任を放棄して、何かその責任から逃れるということは私が取るべき道ではない、もちろん、ただ権力にしがみつくためにやるうということではなくて、やらなければならぬことはきちんとして責任を持ってやると、そういう姿勢で是非頑張ってまいりたいと、このように思っております。

○浜田昌良君 もう終わりますが、潔い決断を求め、私の質問を終わります。

○委員長（前田武志君） 以上で浜田昌良君の質疑は終了いたしました。（拍手）

○委員長（前田武志君） 次に、小熊慎司君の質疑を行います。小熊慎司君。

○小熊慎司君 福島県出身、福島県在住の小熊慎司です。

質問させていただく前に、今回の震災、原発事

故で亡くなられた方々、そして被災をされた方々に深く哀悼の意とお見舞いを申し上げますとともに、そして全国から被災地に向けて様々な国内外を問わず支援をいただいたことに心よりこの場をお借りして御礼を申し上げる次第であります。

質問に移らせていただきます。

午前中の決算委員会、そしてこの午後の予算委員会でも様々出ておりますけれども、私も地元が会津ということで、昨日は満開の鶴ヶ城の桜の下で復興を願うイベントが開催をされ、多くの人が集まり、そして県内外から御支援いただく方々に様々なイベントに協力をしていただきましたが、私の印象をもってすれば、人は多く集まったんですけども県外ナンバーが少なかった。やはりこれは自粛ムードなのか、それとも原発の事故に対する不安から会津を訪れる人がいなかったのか、これは明確な因果関係は分かりませんが、風評被害というものは、こうした明確に因果関係が表せないものもあるわけです。実際、様々な業種、特に観光シーズンでありながら、観光業者の方々には、地元の方々とは八割、九割減、中にはもうゼロだと言う人もいます。

原子力の災害に対する補償はその損害賠償制度によって対応されるということは重々承知をしておりますけれども、その制度に含まれないこうした、やはり原発があったからということで影響を

受けている、こうしたものに対する補償、そういった賠償に対して、まず東電の社長にどのようにお考えか、おただしをいたします。

○参考人（清水正孝君） 今お話がありましたように、風評被害を始めとしてこれから極めて広範囲でかつ多くの被害者の方々からの補償というのが行われることになるんだろうと思います。基本的には、今お話しございましたとおり、原子力損害賠償制度の下で国の紛争審査会の指針も踏まえまして公正で迅速に行うというのが基本であります。そのとおりにやっていきたいと思いますが、被害者の方々に生じた様々な原子力損害を公正、迅速に補償するには、国の御支援も必要だろうと、このように考えております。よろしくお願いいたします。

○小熊慎司君 真意が伝わっていないですけれども。その被害、受けられた方の範囲はそれでどうなんです。そうじゃない、例えば私がある会津なんてその実害はない部分もある、まあ数値も出ていますけれども、実害がない部分もありますよ。でも、確実にこの原子力事故ということで福島県に訪れる人がいない、そこをどうだということ聞いていますよ。それは、制度上に救われぬ人をして、確実に経済的損失を受けているから、それに対してどうだということ聞いていますよ。